

平成31年第3回霧島市農業委員会定例総会	
日 時	平成31年3月29日（金） 午後1時40分
出席委員 （19名）	2番 今川 芳信      3番 二月田 努      4番 間世田 恵      5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏      7番 中村 優志      8番 松下 さえ子      9番 山之内 悟 10番 中園 真一      12番 田代 一友      13番 今吉 藤雄      14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美      16番 今村 浩一      17番 東鶴 昭雄      18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （2名）	1番 今吉 耕己      11番 長崎 恵里子
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      主 幹 池之上 徳幸      サブリーダー 富久 亮二 主 査 瀬戸口 浩一      主 査 有村 真一      主 査 福田 智和 主 査 有村 大      主 査 山下 良太      主任主事 長友 藍子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後1時45分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは平成31年第3回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日は、1番委員と11番委員から欠席届が提出されていますので、本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が4件提出されましたので審議を求めます。 それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番を報告します。届出地は、止上公民館の西に位置しており現況は畑である。利用変更目的は現状のまま畑として利用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の2を9番委員。
9番委員	2番を報告します。届出地は、福島・松木コミュニティー広場の北東に位置しており現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を20cmし、周囲はよう壁をするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の3を5番委員。
5番委員	3番を報告します。届出地は、小田東公民館の北に位置しており現況は盛土がされている。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を110cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の4を7番委員。
7番委員	4番を報告します。届出地は、川尻公園の北に位置しており現況は畑である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を30cmするもので既に畑として利用されている。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は全件受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転11件、利用権設定78件の合計89件について、市長より意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局より報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、所有権移転11件、筆数23筆、面積46,201㎡、利用権設定78件、筆数160筆、面積198,420㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。

議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転13件、賃借権3件、贈与1件の計17件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。 それでは調査委員の報告を求めます。国分の1と2を9番委員。
9番委員	1番と2番は続けて報告いたします。まず1番です。申請地は国分球場の東に位置し現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,974㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続いて2番を報告いたします。申請地はカトレア幼稚園の北に位置し現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,974㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の3と4を16番委員。
16番委員	3番から報告いたします。申請地は岩戸公民館の南に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,318㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして4番を報告いたします。申請地は春山公民館の南西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,449㎡で下限面積要件を満たしている。受人は、農地所有適格法人以外の法人であるが、取得後において農地を適正に利用していない場合の契約条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもと、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められる。また、業務執行役員のうち、一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定の全てを満たすため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の5を3番委員。
3番委員	5番を報告いたします。

	<p>申請地溝辺町字前田の13筆は向井田橋の北に位置し、現況は田であり、譲受人の※※さんが使用収益権を設定している。申請地横川町下ノ字廻り渕の2筆は、前玉神社の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は78,098㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の6と7を6番委員。
6番委員	<p>6番を報告します。申請地は上植村公民館の南に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,123㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、受け人の※※さんは※※歳の高齢となりますが、3名で農作業を行うとのことでした。北原さんは高齢のため、もしもの時は娘さんと奥さんとで農業をしますとのことでした。</p> <p>次に7番です。申請地は佐々木小学校の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,220㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の8を17番委員。
17番委員	<p>8番を報告いたします。申請地は安良小学校の西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は87,184㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の9を4番委員。
4番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は中津川4区公民館の南東に位置し現況は畑である。この農地は利用状況調査で雑木竹林でありましたが、農地へ復元されています。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,399㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の10を11番委員に代わり4番委員。
4番委員	<p>10番を報告いたします。申請地は牧園小学校の東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,910㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思わ</p>

	れる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の11から14までを5番委員。
5番委員	<p>11番を報告します。申請地は西光寺公民館の南西に位置し現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,341㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に12番と13番は受け人が同一人ですので、まとめて報告いたします。12番の申請地は、小野小学校の南に位置し現況は田である。13番の申請地は、隼人西インターの南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,658㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>14番を報告いたします。申請地は脇元公民館の北東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,880㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。終わります。</p>
議長（会長）	次に、隼人の15を8番委員。
8番委員	<p>15番を報告いたします。申請地は松永地区公民館の北に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉事業を行っており、当施設の障がい者とともに農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,205㎡で社会福祉事業を行っていることより、下限面積要件の不許可の例外に該当する。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れはない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山の16と17を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	<p>16番を代読します。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は78,269㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に17番を代読します。申請地は福山総合支所の南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,035㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当</p>

	と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外1件、用途区分変更2件の計3件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、除外の牧園の1番を14番委員。
14番委員	除外の1番を報告します。申請地は、坂下自治公民館の北東に位置しており、現況は山林である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。なお、平成31年2月2日に植林してしまったという始末書が添付されています。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。
議長（会長）	次に用途区分変更の牧園の1を4番委員。
4番委員	用途区分変更の1番を報告します。申請地は中津川4区公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申出地の北は申請人の宅地、南、東、西は畑である。用途区分変更目的は牛舎とロール置場にするものである。周囲の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の隼人の2を7番委員。
7番委員	用途区分変更の2番を報告します。申請地は沢馬場公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申出地の北は不耕作地、南は畑、東は道路、西は原野である。用途区分変更目的は農業用施設用地として利用するものである。申請地は、農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	用途変更の1番の申請ですが、この方は湧水町の方ですが牧園で牛を飼っているのですか。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	この方は湧水町から来られ、今回用途区分変更する牛舎で働いています。この施設はご自分で経営されております。
議長（会長）	2番委員いいですか。
2番委員	はい、結構です。
議長（会長）	ほかにご意見・ご質疑はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件、用途区分変更2件の計3件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を5番委員。
5番委員	1番を報告いたします。申請地は長浜公民館の北西に位置し、現況は田である。転用目的は貸店舗、駐車場を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は合併浄化槽を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が24件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を15番委員。
15番委員	1番を報告いたします。申請地は下井保育園の東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の2を13番委員。
13番委員	2番を報告します。申請地は鹿児島空港インターの西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから

	転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の3を14番委員。
14番委員	3番を報告します。申請地は高千穂小学校の北に位置し、現況は一部を除き畑である。なお、年月日不詳で一部造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地の545㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は5,518㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の4を15番委員。
15番委員	4番を報告します。申請地は栢田自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の5を2番委員。
2番委員	5番を報告いたします。申請地は国分京セラ工場の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の6と7を9番委員。
9番委員	6番を報告いたします。申請地は国分中央高校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲7区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に7番を報告します。申請地は国分海の風認定こども園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の8から10までを16番委員。
16番委員	8番です。申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に9番です。申請地は三郷公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ

	<p>とから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に10番です。申請地は姫城こがのもりコミュニティ広場の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の11と12を18番委員。
18番委員	<p>11番を報告します。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>12番を報告します。申請地は塚脇小学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の13と14を1番委員に代わり3番委員。
3番委員	<p>13番を報告します。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて14番を報告します。申請地は北原公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の15を13番委員。
13番委員	<p>15番を報告いたします。申請地はかごしま中部農業共済組合の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は1,832㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の16を6番委員。
6番委員	<p>16番を報告いたします。申請地は植村駅の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、申請地は一般住宅の目安である500㎡を超過しておりますが、隣接地が急傾斜地危険区域となっているため建築制限や、申請地への進入路が狭く、緊急車両等の転回スペース等も確保しなければならないとの理由書が添付されており、現地調査の結果、面積超過理由書は妥当であると思います。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることか</p>

	ら転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の17を12番委員。
12番委員	17番を報告いたします。申請地は堀之内自治公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成30年11月頃フェンスを設置したらフェンスの一部が越境してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地の2,552㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,653㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の18から21までを5番委員。
5番委員	<p>18番を報告します。申請地は長浜公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸店舗と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する山林の330㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,562㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に19番です。申請地は小田東公民館の北に位置し、現況は造成地である。なお、平成31年2月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地348.47㎡を一体利用するもので全体計画面積は656.47㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に20番です。申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は雑種地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地159.48㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は465.48㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に21番です。申請地は高専の北西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地7.15㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は318.15㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の22と23を7番委員。
7番委員	<p>22番を報告します。申請地は市営天降川団地の北西に位置し、現況は通路である。なお、昭和60年3月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>23番を報告します。申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであ</p>

	り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の24を8番委員。
8番委員	24番を報告いたします。申請地は始良保健所の南に位置し、現況は駐車場である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては4月9日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
議長（会長）	以上で、平成31年第3回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次にその他は何かありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、平成31年第3回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 3時35分

5番

6番

19番